

第 6 回

熊本県議会

総務常任委員会会議記録

令和 7 年 2 月 25 日

開 会 中

場所 全 員 協 議 会 室

第 6 回 熊本県議会 総務常任委員会会議記録

令和7年2月25日（火曜日）

午前9時59分開議

午前11時4分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 令和6年度熊本県一般会計補正予算（第8号）

議案第3号 令和6年度熊本県収入証紙特別会計補正予算（第1号）

議案第11号 令和6年度熊本市町村振興資金貸付事業特別会計補正予算（第2号）

議案第13号 令和6年度熊本県公債管理特別会計補正予算（第1号）

議案第20号 専決処分の報告及び承認についてのうち

議案第21号 熊本県手数料条例等の一部を改正する条例の制定について

出席委員（7人）

委員長 内 野 幸 喜
副委員長 西 村 尚 武
委員 岩 下 栄 一
委員 松 田 三 郎
委員 松 村 秀 逸
委員 幸 村 香代子
委員 住 永 栄一郎

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

知事公室

公室長 内 田 清 之
政策審議監 津 川 知 博
国際・くまモン局長 川 寄 典 靖
危機管理監 橋 本 誠 也
政策調整監 神 西 良 三
首席審議員兼秘書課長 福 原 彰 宏

広報課長 清 水 英 伸

国際課長 櫛 本 麻 理

くまモン課長 鳥 井 薫 順

危機管理防災課長 井 上 雄一朗

総務部

部 長 小金丸 健

理事兼県央広域本部長

兼市町村・税務局長 中 村 誠 希

政策審議監 坂 野 定 則

総務私学局長 枝 國 智 子

人事課長 寺 本 和 央

財政課長 元 田 啓 介

県政情報文書課長 坂 本 久 敏

総務厚生課長 帆 足 朋 和

財産経営課長 松 尾 亮 爾

私学振興課長 松 村 加奈子

首席審議員

兼市町村課長 阿 南 周 造

消防保安課長 楠 ゆみ子

税務課長 花 房 博

企画振興部

部 長 富 永 隼 行

理 事

（デジタル戦略担当）

兼デジタル戦略局長 阪 本 清 貴

理 事

（球磨川流域復興担当）

兼球磨川流域復興局長 府 高 隆

政策審議監 沖 圭一郎

地域振興・

世界遺産推進局長

兼阿蘇草原再生・

世界遺産推進課長 浦 田 美 紀

交通政策・統計局長 森 山 哲 也

土木技術審議監 仲 田 裕一郎

企画課長 受 島 章太郎

地域振興課長 若 杉 久 生

首席審議員

兼交通政策課長 坂 本 弘 道
 空港アクセス鉄道

整備推進課長 猪 原 英 次

統計調査課長 東 敬 二

デジタル戦略推進課長 牧 野 記 大

システム改革課長 黒 瀬 琢 也

政策監 中 川 太 介

出納局

会計管理者兼出納局長 川 元 敦 司

会計課長 川 上 竜 也

管理調達課長 津 川 尚 美

人事委員会事務局

局 長 城 内 智 昭

公務員課長 森 亮 子

監査委員事務局

局 長 小 原 正 巳

監査監 天 野 誠 史

監査監 坂 本 誠 也

監査監 石 井 利 幸

議会事務局

局 長 波 村 多 門

次長兼総務課長 本 田 敦 美

議事課長 富 田 博 英

政務調査課長 板 橋 徳 明

事務局職員出席者

議事課課長補佐 楨 原 俊 郎

政務調査課主幹 村 山 智 彦

午前9時59分開議

○内野幸喜委員長 それでは、ただいまから第6回総務常任委員会を開会いたします。

本日の委員会に1名の傍聴の申出がありましたので、これを認めることといたしました。

それでは、本委員会に付託された議案等を議題とし、これについて審査を行います。

まず、議案等について執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

また、執行部からの説明及び質疑応答は、

効率よく進めるために、着座のまま簡潔にお願いします。

初めに、総務部長から説明をお願いします。

○小金丸総務部長 今回提案しております議案の概要につきまして御説明申し上げます。

まず、令和6年度12月専決予算につきましては、警察職員の過労自死損害賠償請求事件の判決確定に伴う損害賠償金等の支払いに必要な予算8,500万円を計上しております。

次に、2月補正予算でございます。

令和6年度2月補正予算につきまして、12月17日に成立した国の補正予算に対応した防災・減災、国土強靱化関係の事業及び同補正予算に合わせた独自の地域活性化策に係る事業のほか、今後の執行見込みの精査による補正など、562億6,800万円を計上しております。補正後の予算規模は9,304億円余となります。

このほか、条例の改正などにつきましても、併せて御提案、御報告を申し上げます。

この後、予算関係議案の総括的な説明につきましては財政課長から、また、予算の詳細な内容及び条例等議案につきましては担当課長から、それぞれ御説明申し上げますので、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○内野幸喜委員長 次に、財政課長から、今回の補正予算の概要等について説明をお願いします。

○元田財政課長 財政課でございます。

それでは、お手元の総務常任委員会説明資料に沿いまして、補正予算の概要について御説明させていただきます。

1ページをお願いいたします。

冒頭総務部長からの御説明にもありました

けれども、前回11月議会で議決をいただきました11月補正予算の後、12月補正予算としまして、警察職員の過労自死損害賠償請求事件につきまして、8,500万円を、知事の専決処分をいたしております。これは12月補正予算でございます。

中段から、今度は2月補正予算でございます。

一般会計補正予算(第8号)につきまして、12月17日に成立しました国の補正予算を踏まえまして、主な内容のところ、(1)、まず、国の経済対策への対応、国土強靱化等の推進、267億、農林土木分野における国直轄事業負担金108億、渋滞・交通アクセス対策の推進について、62億計上しております。

また、(2)、経済対策に合わせました独自の地域活性化策、こちらは、重点支援地方交付金を活用した事業でございまして、1ポツ目、LPガス、特別高圧電力を使用する生活者、事業者への支援、2ポツ目、医療・介護・保育施設等への支援、ポツ3つ目、交通事業者への支援等を計上したところでございます。

また、その他としまして、子供のための教育・保育給付費18億、また、その他、執行残、国庫内示減に伴う減額等を行っております。

下の2ページ目、表を入れておりますけれども、こちらの一般会計の欄、一番上段を御覧いただきますと、11月議決後の補正前が8,740億9,600万に対しまして、専決しました12月補正額8,500万。今回の2月補正額562億6,800万の補正を経まして、補正後9,304億4,800万円になるところでございます。

おめくりいただいて3ページをお願いいたします。

3ページ、4ページは、歳入予算の内訳でございます。

2月補正の通常分は、主に今年度の最終的な歳入見込みを踏まえた増額ないしは減額を

行っております。

国の補正予算に対応する部分につきましては、下4ページの9、国庫支出金、15、県債等を中心に歳入を活用したところでございます。

5ページ、6ページをお願いいたします。

こちらは歳出でございます。

歳出予算の主なものにつきましては、補正額の説明欄にそれぞれ記載をしているところでございます。

予算の総括説明は以上でございます。

○内野幸喜委員長 引き続き、担当課長から議案等について説明をお願いします。

まず、人事課長に、各課共通の職員給与費等について説明を求めた後、関係課長等から、職員給与費等以外の項目について、資料に従い、説明を順次お願いいたします。

○寺本人事課長 人事課でございます。

17ページをお願いいたします。

職員給与費につきまして、一括して人事課から説明させていただきます。

表の上段、一般管理費、説明欄の職員給与費でございます。

今年度の当初予算は、令和6年1月1日時点で在籍している職員の給与を基に算定しておりますが、その後、4月の人事異動や職員の退職等により、職員数などに変動が生じていることから、当初予算と実際の給与費に違いが生じておりますので、補正をお願いするものでございます。

各課の職員給与費につきましても同様の趣旨でございますので、各課の説明は省略させていただきます。

職員給与費に関する説明は以上です。

○福原秘書課長 秘書課でございます。

資料の8ページ、下段をお願いします。

一般管理費の減額をお願いしています。

内訳は、右側の説明欄を御覧ください。

2の庁費につきまして、熊本地震犠牲者追悼式の事業費確定に伴い、減額を行うものです。

秘書課は以上でございます。

○清水広報課長 広報課でございます。

9ページをお願いします。

広報費の減額をお願いしております。

右の説明欄を御覧ください。

県広報紙発行业の所要見込額の減に伴い減額するものです。

次に、債務負担行為の変更でございます。

広報関係業務と首都圏広報業務につきましては、11月議会において債務負担行為の追加を御承認いただいたところです。

上段の広報関係業務は、ラジオ広報について、下段の首都圏広報業務は、銀座熊本館のA S O B I ・ B a rの運営について、年度当初から継続して実施する必要があるため、これに要する経費を加えた限度額に変更をお願いするものです。

広報課は以上です。

○井上危機管理防災課長 危機管理防災課でございます。

10ページをお願いいたします。

下段の防災総務費について、説明欄を御覧ください。

2、防災対策費の(2)地域防災力強化事業は、地域防災リーダースキルアップ研修に要する経費の所要見込額の減40万円と、国の経済対策を活用し、避難所の環境改善に資するため、災害用資機材等の利活用促進を図るための啓発に要する経費1,000万円の差引き960万円を増額するものでございます。

(4)の九州広域防災拠点強化整備事業は、県民総合運動公園に広域支援部隊の活動に必要な非常用発電設備の整備に要する経費の入札残等に伴う減額でございます。

11ページをお願いいたします。

(6)の市町村派遣職員人件費負担金は、市町村からの派遣職員に対する人件費負担金で、今年度から新たに派遣されている職員1名の給与分を計上するものでございます。

12ページをお願いいたします。

上段は債務負担行為です。

熊本地震の犠牲者追悼式を例年どおり4月に開催する予定で、開催の委託経費について、今年度内に契約等の手続を行う必要があることから、150万円余の限度額の設定をお願いするものでございます。

下段は繰越明許費です。

先ほど10ページで申し上げました国の経済対策を活用した災害用資機材等の利活用促進を図るための啓発に要する経費1,000万円について、国の交付決定が3月下旬見込みであることから、全額を来年度に繰り越して執行するため、繰越明許費をお願いするものでございます。

危機管理防災課は以上です。

○樺本国際課長 国際課でございます。

13ページをお願いいたします。

諸費右側の説明欄を御覧ください。

国際交流推進費です。

市町村からの派遣職員に対する人件費負担金として増額補正するものでございます。

2の旅券発給事務費から4のJETプログラム事業費につきましては、所要見込額の精査を行いまして、減額補正をお願いするものでございます。

14ページをお願いいたします。

説明欄の貿易振興費につきましては、海外事務所運営事業費の所要見込額の精査を行いまして、減額補正をお願いするものです。

続きまして、下段の債務負担行為でございますが、通訳業務や県費留学生の宿舍等賃借など6項目につきまして、債務負担の設定をお願いしております。

国際課は以上です。

○鳥井くまモン課長 くまモン課でございます。

15ページをお願いします。

商業総務費の右側説明欄をお願いします。

2、物産振興費につきまして、国の経済対策を活用して実施するくまモンランド化推進に要する経費として、2,000万円の増額を計上しております。

3、くまモン活躍基金積立金につきましては、積立金の利息及びロイヤルティー収入確定に伴いまして、114万円余の増額を計上しております。

下段は繰越明許費です。

これは、先ほど説明しましたくまモンランド化推進事業の2月補正への計上に伴い、繰越しをお願いするものです。

くまモン課は以上でございます。

○寺本人事課長 人事課でございます。

17ページをお願いいたします。

表の下段、人事管理費、説明欄1の(1)人事課諸費は、男性職員が育児休業を取得する場合に配置する会計年度任用職員の任用に要する経費及び課の管理運営に要する経費が所要見込額を下回ったことによる減額でございます。

(5)人事給与システム等再構築事業は、次期人事給与システムの設計、開発委託などに係る契約が確定したことに伴う減額でございます。

2、退職手当につきましては、令和6年度の定年前60歳退職者の増加が見込まれることなどから、退職手当の増額をお願いするものでございます。

次に、債務負担行為の追加でございます。

著作物複写利用業務は、新聞等の著作物のクリッピング利用の許諾契約を行うもので、年度内に契約を締結する必要があるため、債

務負担行為の設定をお願いするものでございます。

人事課は以上です。

○元田財政課長 財政課でございます。

19ページをお願いいたします。

下段の財政管理費でございます。247億円余の増額補正をお願いいたしております。

説明欄の6番、県債管理基金積立金を御覧いただければと思います。

地方財政法に基づきます令和5年度の決算剰余金の積立て及び資金運用益確定に伴う増額補正を行うものでございます。

20ページをお願いいたします。

目名、元金、利子、公債諸費でございます。

元金及びその下の利子につきましては、県債に係る元金、利子償還額及び公債管理特別会計の繰出金の最終見込額に伴う補正でございます。

最下段の公債諸費につきましては、市場公募債の発行や県債の償還に伴う手数料の減によるものでございます。

21ページをお願いいたします。

上段、公債管理特別会計でございます。

1段目の元金及び利子及び3段目の公債諸費につきまして、最終見込額に応じて補正を行うものでございます。

下段、債務負担行為の設定でございます。

これは、起債管理システムの保守経費につきまして、今年度中に契約を行うため、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

財政課は以上でございます。

○坂本県政情報文書課長 県政情報文書課でございます。

22ページをお願いいたします。

まず、2段目の文書費につきまして、増額補正でございます。

説明欄を御覧ください。

主な内容は、(2)市町村交流職員給与等負担金の増額でございます。本年度の交流職員に応じた額とするものです。

次に、3段目の大学費につきまして、減額補正でございます。

説明欄を御覧ください。

(2)、国の制度に基づく授業料等の減免に係る交付金、(3)、グローバル人材育成等推進に係る交付金のほか、いずれも所要見込額の減によるものでございます。

県政情報文書課は以上です。

○帆足総務厚生課長 総務厚生課でございます。

23ページをお願いいたします。

まず、一般管理費でございますが、右側説明欄2の庁費の共済組合事業費につきましては、地方公務員等共済組合法に基づく共済組合本部への事務費負担金の増によるものでございます。

次に、中段の人事管理費でございますが、1の人事管理費は、庶務事務システム運用事業につきまして、児童手当法改正に伴い、庶務事務システムの改修に係る財源を一般財源から国庫支出金に財源更正するものでございます。

2の職員福利厚生費、(1)職員の健康管理費等は、職員の間人ドック等助成の所要見込額の減に伴い減額するものでございます。

(2)心の健康サポート等事業は、産業医報酬等の所要見込額の減に伴い減額するものでございます。

最後に、下段の恩給及び退職年金費でございますが、受給者の減による減額をお願いしております。

総務厚生課は以上です。

○松尾財産経営課長 財産経営課でございます。

24ページをお願いいたします。

説明欄1の財産管理費のうち、(2)の火災共済金は、熊本地震に係る災害見舞金等が支払われたことにより、一般財源から諸収入への財源更正を行っております。

3の庁舎等管理費でございますが、(1)の庁舎管理費は、県庁舎の光熱水費等に要する経費が当初の見込みを下回ったため減額しております。

(2)の庁舎維持補修費は、県庁舎の設備保全等に要する経費について、当初見込みを下回ったため減額しております。

25ページをお願いいたします。

(4)の地域振興局等庁舎管理費は、総合庁舎の光熱水費及び設備保全等に関する経費が当初見込みを下回ったため減額しております。

下段をお願いいたします。

債務負担行為の追加でございます。

宿舍等の借り上げに係る経費でございます。年度内に契約する必要があるため、追加をお願いするものでございます。

26ページをお願いいたします。

繰越明許費の変更でございます。

これは、防災センターのハト対策の事業について、入札不調等により、設計見直しが必要になったこと、電話交換設備改修に係る機器の納期が想定よりも時間を要したこと等により、やむを得ず繰越しをお願いするものでございます。

財産経営課は以上です。

○松村私学振興課長 私学振興課でございます。

27ページをお願いします。

上段の諸費の補正でございますが、説明欄、宗教法人指導事務費につきまして、不活動宗教法人対策に要する経費のうち、所要見込額を減額するものでございます。

下段の私学振興費の補正でございますが、説明欄3の私学振興助成費の(1)から次の28

ページの(12)までの事業につきましては、いずれも対象となる生徒や学校数が当初の見込みより少なかったことなどに伴い減額するものです。

なお、(13)の私立学校等物価高騰対策補助につきましては、3,510万円余の増額をお願いしております。

説明欄にありますとおり、私立学校等物価高騰対策補助としまして、物価高騰による私立学校等の光熱費の高騰分に対する助成を行うものです。

なお、補助対象期間は、昨年5月から本年3月までです。

説明欄5の国庫支出金返納金につきましては、就学支援金事業において、実績額の変更が生じたため、国への返還を行うものです。

繰越明許費の追加でございます。

御説明しました私立学校等物価高騰対策補助につきましては、国の経済対策に係る補正予算を活用するものですが、事業期間を十分確保するために繰越しを設定するものです。

私学振興課は以上です。

○阿南市町村課長 市町村課でございます。

29ページをお願いします。

2段目の自治振興費について、説明欄(1)自治振興支援費は、市町村への権限移譲事務について、処理件数等に応じ、市町村へ交付金を交付しておりますが、交付金の額の確定に伴い減額するものです。

(2)市町村自治宝くじ交付金は、宝くじの収益金を全国宝くじ協議会から県を経由し、熊本県市町村振興協会へ配分していますが、配分額の確定に伴い減額するものです。

飛びまして、(7)市町村行政サービス維持向上支援事業について、市町村が持続可能な形で行政サービスを提供していくため、市町村に対し、今後人口や公共施設の老朽化等の長期的、客観的な見通し、いわゆる地域の未来予測の作成を行い、必要となる方策を検

討、実施していただくよう国とともに助言していますが、本事業は、この地域の未来予測作成等に取り組む市町村を支援する交付金です。今年度は6団体が本交付金を活用していますが、所要見込額の減により減額するものです。

30ページ、2段目の知事選挙費は、令和6年3月に執行した県知事選挙の際、候補者のポスター、ビラ作成経費や病院等の不在者投票経費などを公費負担していますが、所要見込額の減により減額するものです。

下段の表、市町村振興資金貸付事業特別会計についてですが、1段目の一般会計繰出金は、繰り出し先事業の所要見込額の減により減額するものです。

市町村課は以上でございます。

○楠消防保安課長 消防保安課でございます。

31ページをお願いします。

上段の防災総務費についてです。

説明欄2の防災対策費は、防災消防ヘリコプター運航管理等の所要見込額が下回ったことによる減額でございます。

2段目の消防指導費についてですが、説明欄2のうち、火災予防費は、日本防火・防災協会からの委託費収入が見込みより増額されたことに伴う財源更正です。

次の消防体制強化推進事業は、消防指令共同運用整備支援事業等に係る所要見込額が下回ったことによる減額でございます。

同じく3の消防学校費は、消防学校の設計業務に係る財源の一部を一般財源から地方債へ財源更正するものでございます。

次の工鉦業振興費についてですが、エネルギー価格高騰対策生活者緊急支援事業は、LPGガス支援世帯への支援で、同様の支援としては3回目となります。今回は、世帯当たり5,000円とし、支援金を支給する団体に対し市町村が助成を行う場合に、その経費の2分

の1を県から助成する事業となります。

32ページをお願いします。

債務負担行為の追加でございます。

上段は、県内消防本部からの派遣隊員の宿舍を借り上げるためのもので、年度当初から活用できるよう、債務負担行為の設定をお願いするものです。

下段は、防災消防ヘリの運航に必要な毎年度のヘリの点検整備、部品調達などの年度当初から必要な業務に加え、操縦士や整備士といった人材確保とヘリの運航体制確保について、ヘリの安全運航上複数年契約が必要であることから、債務負担行為の設定をお願いするものです。

最後に、ページ下段の繰越明許費についてですが、先ほど御説明しましたLPガス使用世帯の支援事業の事業期間を十分確保するために繰越しを設定するものでございます。

消防保安課は以上です。

○花房税務課長 税務課です。

33ページをお願いします。

税務総務費の2、税務管理費、(4)ふるさとくまもと応援寄附金推進費につきましては、寄附額が見込みより増えるため、ふるさと納税の返礼品に係る経費等を増額するものです。

34ページの上段、5、ふるさとくまもと応援寄附基金積立金は、寄附金収入が見込みより増えるため、基金への積立てを増額するものです。

下段の賦課徴収費ですが、3、県税過誤納還付金は、9月議会で、法人事業税の確定申告に伴う中間納付の還付金が増加したことにより増額補正をお願いしたところですが、下半期の還付額が所要見込額を下回る見込みのため減額をするものです。

35ページをお願いします。

一番上のゴルフ場利用税交付金から最後の法人事業税交付金までは、県に納付された税

収を基に市町村への交付あるいはほかの都道府県との精算を行うもので、税収の増減に同じ予算の増減を行っています。

36ページは、債務負担行為の設定です。

ここに記載の業務は外部委託であり、年度内に契約するための債務負担行為の設定です。

税務課は以上です。

○受島企画課長 企画課でございます。

38ページをお願いします。

まず、諸費について、説明欄を御覧ください。

(2)の管理運営費につきましては、東京事務所の管理運営や職員宿舍借り上げ等に要する所要見込額が減となったことによるものです。

次に、計画調査費について、説明欄を御覧ください。

まず、1の企画推進費、(1)県民生活等に係る調査事業は、県民アンケートなどの業務委託に要する経費の所要見込額の減でございます。

(2)の留学生支援事業は、留学奨学金の支給など、支援に要する経費の所要見込額の減でございます。

(3)の地方創生推進事業は、基本方針の策定に要する経費の所要見込額の減でございます。

(4)のSDGs推進事業は、SDGs登録制度など、推進に係る業務委託に要する経費の所要見込額の減でございます。

2の世界チャレンジ支援基金積立金は、寄附金額が想定よりも少なかったことなどによる積立金の減額でございます。

最後に、3、ふるさとくまもと応援寄附基金積立金は、寄附金額が想定よりも多かったことによる基金への積立額の増でございます。

39ページをお願いします。

債務負担行為の追加でございます。

上段の東京事務所職員宿舍等賃借は、東京で勤務する職員のための宿舍の借り上げなどに係るものです。

下段の銀座熊本館運營業務は、銀座熊本館での県産品展示やPR、運營業務に係るもので、いずれも年度内に契約を締結する必要があることから、債務負担行為の設定をお願いするものです。

企画課は以上です。

○若杉地域振興課長 地域振興課でございます。

40ページをお願いいたします。

計画調査費について御説明いたします。

右側説明欄を御覧ください。

1、開発促進費の(4)「環境首都」水俣・芦北地域創造事業は、市町が国の補助を受けて実施している施設整備に要する経費について、国の経済対策による増によるものです。

2の企画推進費の(1)地域づくりチャレンジ推進事業は、地域団体や市町村の地域づくりの取組への支援等に要する経費の所要見込額の減によるものです。

41ページをお願いいたします。

(4)移住定住加速化事業は、移住、定住推進の取組に要する経費等の所要見込額の減によるものです。

(6)水俣・芦北地域重点施策課題解決推進事業は、町が国庫補助を活用したこと等により、補助対象経費が予定より下回ったことによるものでございます。

(7)地域未来創造事業は、地域未来創造会議の開催経費の所要見込額の減によるものです。

3の特定地域振興対策費、特定地域振興対策事業は、過疎や離島など特定地域の振興対策に要する経費の所要見込額の減によるものです。

(4)の国庫支出金返納金は、令和5年度の

「環境首都」水俣・芦北地域創造事業等の国庫補助事業の補助金額の確定に伴い、超過交付金を国に返納するための増額です。

債務負担行為について御説明します。

42ページをお願いいたします。

上段の御所浦地域活性化推進事業は、御所浦地域における地域おこし協力隊の活動支援業務委託について、年度内に契約する必要があるため、債務負担行為を設定するものです。

下段の移住定住相談窓口関係業務は、移住定住相談窓口の設置業務委託について、年度内に契約する必要があるため、債務負担行為を設定するものです。

繰越明許費について御説明します。

先ほど補正予算で御説明しました「環境首都」水俣・芦北地域創造事業について、国の経済対策によるものであり、年度内の完了が困難であることから、繰越明許費の設定をお願いするものです。

地域振興課は以上です。

○浦田阿蘇草原再生・世界遺産推進課長 阿蘇草原再生・世界遺産推進課でございます。

43ページをお願いします。

計画調査費について、右側の説明欄を御覧ください。

1、企画推進費の持続可能な草原維持システム構築推進事業は、阿蘇の野焼きの作業省力化を図る取組に要する経費の所要見込額の減によるものです。

2、文化企画推進費の世界文化遺産登録推進事業は、阿蘇の世界文化遺産登録に向けた取組に要する経費の所要額の減によるものです。

3、国庫支出金返納金は、令和5年度のデジタル田園都市国家構想交付金の補助金額の確定等に伴い、超過交付金を国に返納するための増額です。

次に、下段の繰越明許費について御説明し

ます。

阿蘇草原再生事業は、阿蘇の野焼きに合わせて実施する事業で、天候の影響により野焼きが翌年度にずれ込む可能性があるため、例年繰越明許費の設定をお願いしているものです。

阿蘇草原再生・世界遺産推進課は以上です。

○坂本交通政策課長 交通政策課でございます。

44ページをお願いいたします。

計画調査費について、右側説明欄をお願いいたします。

1、交通整備促進費について、(1)の並行在来線対策事業は、燃料高騰の影響を受ける肥薩おれんじ鉄道株式会社の運行支援に要する経費でございます。

(2)御所浦航路振興事業は、御所浦地域の定期航路維持や移動負担軽減に係る天草市への助成事業の所要見込額の減による減額補正でございます。

(3)地方公共交通バス対策事業は、路線バスの大型二種免許取得への助成や採用広報活動など、運転手不足対策の取組を行うバス事業者への助成に要する経費です。

(4)くまもと新時代モビリティ・マネジメント推進事業は、県民の公共交通利用促進や意識改革のため、共同経営推進室が行う半額パス利用促進事業の支援に係る経費の増額補正でございます。

(5)地方公共交通鉄道対策事業は、安全運行確保のため設備投資を行う南阿蘇鉄道への支援に要する経費でございます。

(6)地域交通燃料価格高騰対策事業は、燃料価格の高騰の影響を受ける地域鉄道、路線バス、定期航路等の地域交通事業者等への支援に要する経費です。

(7)交通系決済サービス利便性向上促進事業は、バス、電鉄電車におけるクレジットカ

ード決済への移行経費支援の所要見込額の減による減額でございます。

45ページをお願いいたします。

2、空港整備促進費です。

(1)の天草空港運航支援対策事業は、燃料価格高騰の影響を受ける天草エアライン株式会社の運航支援に要する経費でございます。

(2)阿蘇くまもと空港国内線対策事業は、国内線の新規路線のチャーター造成支援など、利用促進に要する経費です。

続きまして、繰越明許費(追加)でございます。

くま川鉄道災害復旧支援事業は、球磨川第4橋梁工事において、強固な地盤の掘削に不測の時間を要したことから、下部工建設に遅れが生じ、工程全体の見直しが必要となり、年度内の完了困難となり、繰越明許費の設定をお願いするものでございます。

46ページ、繰越明許費の変更でございます。

地方公共交通バス対策事業、同じく鉄道対策事業、阿蘇くまもと空港国内線対策、燃料価格高騰対策事業、この4件につきましては、先ほどの2月補正で御説明した内容で、国の経済対策に対応した事業で、年度内に完了することが困難なため、繰越明許費の設定をお願いするものです。

交通政策課は以上です。

○猪原空港アクセス鉄道整備推進課長 空港アクセス鉄道整備推進課でございます。

47ページをお願いいたします。

右の説明欄を御覧ください。

空港整備促進費といたしまして、阿蘇くまもと空港アクセス鉄道整備に向けた調査等に要する経費の所要見込額の減によるものでございます。

次に、下段の債務負担行為でございます。

阿蘇くまもと空港アクセス鉄道広報業務は、空港での広報看板の掲出等の継続につい

て、年度内に契約を締結する必要があるため、債務負担行為を設定するものでございます。

空港アクセス鉄道整備推進課は以上です。

○東統計調査課長 統計調査課でございます。

48ページをお願いいたします。

上段の統計調査総務費につきまして、右側の説明欄を御覧ください。

2の統計職員費は、統計業務を行う職員の研修や統計の普及啓発等に要する経費に係る国庫委託金の減額に伴う減でございます。

3の統計諸費は、県が行う統計関係事業に要する経費に係る所要見込額の減でございます。

下段の委託統計費につきましては、国から委託を受けて実施します基幹統計調査に関し、1の毎年実施する経常分と、2の5年ごとに実施する周期分に係る国庫委託金の減額に伴う減でございます。

統計調査課は以上です。

○牧野デジタル戦略推進課長 デジタル戦略推進課でございます。

49ページをお願いします。

上段の人事管理費で8,993万円余の減額をお願いしております。

右の説明欄を御覧ください。

(4)の市町村派遣職員負担金の増額を除きまして、いずれもそれぞれ所要見込額の減でございます。

この中で、特に金額の大きな(1)の電子自治体推進事業につきましては、文書管理・電子決裁システムなどのシステムを県と市町村にて共同で調達、運営し、市町村の負担の軽減を図るものですが、そのシステム調達に当たっての入札残によるものでございます。

続きまして、50ページお願いいたします。

計画調査費で571万円余の減額をお願いしております。

(2)の社会保障・税番号制度に係る共同システム整備事業につきましては、マイナンバー制度に係る宛名システム改修などに要する経費の所要見込額の減でございます。

デジタル戦略推進課は以上です。

○黒瀬システム改革課長 システム改革課でございます。

51ページをお願いいたします。

上段の人事管理費で6,218万円余の減額をお願いしております。

右の説明欄を御覧ください。

(1)の電子計算管理運営事業は、ホストコンピュータシステムの管理運営に係る所要見込額の減、(3)の庁内情報基盤管理運営事業は、パソコンの調達、保守に係る所要見込額の減、(4)の電子県庁構築事業は、電子メールなどの各種情報システムの管理運営、L G W A N 運営負担金の所要見込額の減、(5)の I C T を活用した働き方改革等推進事業は、オンライン会議システムなどの働き方改革の推進に要する経費の所要見込額の減に伴うものでございます。

(6)の市町村派遣職員負担金は、市町村からの派遣職員に対する人件費負担金分の増額でございます。

次に、最下段の計画調査費でございますが、862万円余の減額をお願いしております。

説明欄を御覧ください。

熊本県総合行政ネットワーク管理運営事業においては、総合行政ネットワークの管理運営、保守に係る所要見込額の減に伴うものでございます。

システム改革課は以上です。

○中川政策監 球磨川流域復興局でございます。

52ページをお願いいたします。

計画調査費につきまして、総額で2億1,500万円余の減額をお願いしております。

右側の説明欄を御覧ください。

1の企画推進費の(1)球磨川流域復興局運営費、(2)五木村振興相談室運営費、(3)「球磨川リバーミュージアム構想」推進事業は、所要見込額の減に伴う減額でございます。

2の五木村振興基金積立金、3の球磨川流域復興基金積立金は、運用利息の確定に伴う増額でございます。

4の球磨川流域復興対策費の球磨川流域復興基金交付金は、被災市町村への支援に要する経費の所要見込額の減に伴う減額でございます。

球磨川流域復興局は以上です。

○川上会計課長 会計課でございます。

54ページをお願いいたします。

まず、上の表の2段目の会計管理費で5事業の減額をお願いしております。そのうち、説明欄(4)新総合財務会計システム構築事業についてですが、当初は、新システムを令和8年度から稼働する予定で、昨年3月に入札を行いました。落札者なしという結果でございました。そのため、令和9年度から稼働するスケジュールに見直し、10月に再入札により業者を選定しましたが、4月からの着手予定が11月にずれ込んだ結果、今年度予算に不用額を生じたことにより減額するものでございます。

次の段の利子につきましては、一時借入金当初見込額を下回ったことに伴う支払い利子の減額でございます。

下の表の収入証紙特別会計ですが、一般会計繰出金の減額をお願いしております。

これは、証紙による収入が当初見込額を下回ったことに伴う減額でございます。

会計課は以上でございます。

○津川管理調達課長 管理調達課です。

55ページをお願いします。

上の表、補正予算の下段、管理調達費の減は、所要見込額の減によるものです。

次に、下の表、債務負担行為の変更です。

令和7年度当初から業務を実施するために、今年度末までに契約を行っておくことが必要なものについて、債務負担行為の設定をお願いするものでして、県有施設等管理業務などの4業務については、全庁的に共通するものとして、当課で取りまとめ、一括して御説明いたします。

まず、県有施設等管理業務は、清掃や警備など、施設の維持管理等の業務に係るもの、下段の給食業務は、特別支援学校等の業務に係るもの、56ページ上段の情報処理関連業務は、システムの保守管理などの業務に係るもの、下段の事務機器等賃借は、事務機器のリースなどに係るものでございます。

管理調達課は以上です。

○森公務員課長 人事委員会事務局でございます。

58ページをお願いいたします。

上の表を御覧ください。

上段の委員会費につきましては、人事委員会委員の活動実績を踏まえて、委員報酬を減額するものでございます。

下段の事務局費につきましては、(1)県職員等採用試験事務費、(2)給与制度等調査研究及び労働基準監督費ともに、所要見込額の減によるものでございます。

下の表をお願いいたします。

債務負担行為の設定について御説明します。

職員採用試験会場賃借につきましては、令和7年度当初に実施する採用試験の会場借り上げを行うため、また、職員採用試験問題調達等業務につきましては、試験問題を年度当初に調達する必要があることから、債務負担

行為の設定をお願いするものでございます。

人事委員会事務局は以上です。

○坂本監査監 監査委員事務局でございます。

59ページをお願いします。

上段の委員費につきましては、監査委員報酬に係る共済費の減でございます。

監査委員事務局は以上でございます。

○本田議会事務局次長 議会事務局でございます。

59ページ下段をお願いいたします。

事務局費でございますが、説明欄のとおり、2の運営費は、議会史編さんに要する経費の入札残に伴う減及び改修工事に要する事務費の所要見込額の減に伴い減額するものでございます。

続きまして、60ページをお願いします。

債務負担行為の追加でございます。

著作物複写利用業務は、新聞等の著作物のクリッピング利用の許諾契約を行うもので、年度内に契約を締結する必要があるため、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

次に、繰越明許費の変更でございます。

議会事務局では、令和3年度から令和6年度までの4か年計画で、県議会史の編さんを実施しており、令和6年度が発刊予定でございましたが、編集業務の中核として編集会議議長をお願いしていた方が昨年5月に亡くなられ、原稿執筆、監修作業等の編さん業務が遅延したため、年度内完了が困難となり、繰越明許費の追加をお願いするものでございます。

議会事務局は以上です。

○元田財政課長 財政課でございます。

条例等関係でございます。

61ページをお願いいたします。

手数料条例等の一部を改正する条例の制定についてでございます。

御説明は、63ページをお願いいたします。

手数料条例は、本来は後議で御審議をいただくべきものでございますけれども、今回、改正内容、施行日等に関係しまして先議でお願いするものでございます。

63ページの2、主な改正内容をお願いいたします。

(1)手数料条例の一部改正、こちらが通常の額の改定を行うものでございます。

(ア)の犬または猫の引取り手数料の増額改定、(イ)、(ウ)、(エ)につきましては、それぞれ林研センター、産技センター、農研センターの分析試験手数料等の改正を行うもの。

イ、手数料の廃止につきましては、自動車保管場所標章が廃止されることに伴いまして交付手数料を廃止するものでございます。

今回先議でお願いするのが、(2)熊本県手数料条例等の一部を改正する条例の一部改正でございます。

こちらは、前回11月議会で教習指導員審査手数料につきまして、額の改定を議決いただいたところでございますけれども、その改正内容に誤りがございまして、改正すべき額ではないところまで額を改正するような改め文になりましたものですから、今回その改正誤りを直すということを含めます。で、改めて改正するもの、また、こちらは道路交通法施行令の施行日に合わせまして3月24日、施行に合わせて改正する必要があるものですから、先議でお願いするものでございます。

今回また誤りがありましたことについては、大変申し訳ございませんでした。

額の改定を150円から200円というところでございますけれども、そちらにつきまして、当該箇所の特定をするような改め文になっていなかったことから、改正しない部分まで改正することになったというものでござい

す。

3、施行期日でございます。

(1)につきましては7年4月1日から、(2)につきましては公布の日からという形でございます。

説明は以上でございます。

○内野幸喜委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、議案について質疑を受けたいと思います。

なお、質疑は、該当する資料のページ番号、担当課と事業名を述べてからお願いします。

また、質疑を受けた課は、課名を言って、着座のままで説明をお願いします。

なお、本日は先議の委員会でもありますので、付託議案を中心に、できるだけ簡潔に質疑応答いただきますようよろしくお願いします。

それでは、質疑ありませんか。

○松田三郎委員 おはようございます。

資料31ページ。消防保安課にちょっとお尋ねしたいと思います。

予算に直接というわけではございませんが、御説明の中の消防指導費の2の(2)ですね、消防体制云々というのがありました。

もう10年ぐらい前でしょうかね、国のほうで、人口、例えば、あの当時どのくらい、10万か20万か30万かぐらいに、大体消防本部等々を統合してくださいというのがあって、県下各地域でいろいろお取り組みいただきましたが、結果的には、そう多くの——熊本市を除くですね。うちあたりは一部事務組合、ほかもそうだと思いますが。その後、私の地元で言いますならば、もう御存じのように、上球磨消防組合と人吉下球磨消防組合というのが指令の統合をする。

私が言うまでもなく、昨日も、県内で火災も結構あったようでございます。火災は頻発

するし、災害も大中小、規模を問わず、頻発をしているということは、消防の仕事も大変多くなってきてるんだらうと、救急も含めまして。

一方では、恐らく各消防も、なかなか採用を一挙に増やすわけにもいかないし、退職の方を補充する程度ということでいきますと、当然、組織的にやっぱり統合をしていく、合併をしていく流れなんだろうと思いますが、そこで、国あるいは県が、何年か前はかなり特典インセンティブも用意して、合併を、統合というのを声かけをしたように記憶しておりますが、その後、今、今というか今後、何かそれからの動きというものは、あるいは国の方針というのは、変わってるのか変わってないのか、どうなのかというところを、ちょっと抽象的な質問で恐縮ですが、方向性を教えていただければと思います。

○楠消防保安課長 消防保安課でございます。

御質問ありがとうございます。

消防力強化等につきましての国の取組方針、それから県の取組方針の現在の状況ということのお尋ねと承りました。

国におきましては、市町村の消防の広域化に関する基本方針を設定されておまして、こちらの方針が、令和6年4月1日までの5年間という形でしたけれども、そこからまた5年間延長いたしまして、令和11年4月1日までとされているところでございます。

あわせて、県のほうでは、消防力の強化の方針のほうを立てておりますけれども、国に合わせまして令和11年4月1日までの期間といたしまして、引き続き広域化、それから指令の共同運用のほうにつきまして、連携、協力、それから広域化のほうを目指しているところでございます。

先ほどお話ございました人吉・球磨地域におかれましては、昨年、広域化に関する協定

等も結ばれたところでございまして、引き続き、こういった地域ごとの共同化、それから広域化について支援をしつつ、県としても、全県下の共同指令の運用、それから広域化につきまして、連携協力会議等を通じまして、県内の機運醸成を高めているところでございます。

以上でございます。

○松田三郎委員 はい、分かりました。

令和11年まで延長ということ、対象になるということで、厳密に言うと、今の御説明でいくと、まず、取りあえずといいますか、指令の統合をして、その先に広域化というか、取りあえず今指令を統合して、行く行くは、広域化ですから、少なくとも球磨、人吉は1つのというのを想定していらっしゃるんだと思いますけれども。

さっき申し上げましたような規模でいくと、県南で言うと、八代とか芦北、水俣も一緒になった広域化というならば、そういうところまで射程に、当事者はというか、入ってらるのでしょうか。

県のほうは、一旦そこで統合したら、市町村合併も一緒ですけども、やれやれで、その後すぐまたこれですよというのは非常に難しいスケジュールなんだろうけれども。その後というのは、規模で言うと、以前の県南で1つぐらい、広域化の規模というのは、そういうことを想定なさってるんですかね。というか、すみません、その基本方針なり、基本を見てなくてお聞きするのかもしれませんが、ちょっと教えていただければと思います。

○楠消防保安課長 連携、協力、それから広域化の規模のお話でございます。

県の消防力強化推進計画におきましては、将来的には、県下1つというところを目指しているところではございますけれども、なかなか、連携、協力も含め、指令の共同運用も

含めまして、いきなり県下1つというのはなかなか難しいところがございますので、今は、地域単位での連携、協力、それから広域化のほうを支援しているところではございます。

ただ、県といたしましては、将来的には県下1つというところを計画上はうたっているところでございます。

以上でございます。

○松田三郎委員 1つというのは、もちろん熊本市も入れて1つということですね。

○楠消防保安課長 はい。熊本市も含めた県下全域、県で1つということを計画上はうたっているところでございます。

○松田三郎委員 結構です。

○内野幸喜委員長 ほかに質疑ありませんか。——ありませんか。

なければ、以上で質疑を終了します。

それでは、ただいまから、本委員会に付託されました議案第1号、第3号、第11号、第13号、第20号及び第21号について、一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○内野幸喜委員長 御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号外5件について、原案のとおり可決または承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○内野幸喜委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号外5件は、原案のとおり可決または承認することに決定いたしました。

次に、その他に入りますが、今定例会においては、3月に後議分の委員会もありますの

で、本日は、急を要する案件についてのみ質疑をお願いしたいと思います。

何かありませんか。

○松田三郎委員 これは急を要しないかもしれませんが、今あんまり早く質疑が終わったので、ちょっと市町村課長に、さっき、直接じゃなかったのちょっと遠慮しましたけれども、資料の30ページに知事選の減額の話がありまして、これはちょっと、ほかの県内の選挙にも影響するかなと思いますので、要望的な話をお願いしておきたいと思いますが、これ自体は、例えば国政と違って、県知事選挙あるいは我々の県議選挙もですけども、基本4年に1回でしょうから、総額の経費の4分の1ずつ交付税かなんかで入ってくるという話を聞いたことがあります。それはまず事実としてどうなんですか。

○阿南市町村課長 市町村課でございます。

今、県議選、県知事選に対する地方交付税措置のお尋ねでございました。

委員おっしゃるとおり、4年に1回ですので、4分の1ずつ、基準財政需要額に算入されているという形であります。

これが、途中で、ちょっと補足ですけども、中途、期間中に選挙を行わなきゃいけないと。辞職したりとかした場合、その場合は、特別交付税で見るという制度ございます。

以上でございます。

○松田三郎委員 だから、減額になったから何か返還せないかぬということではないわけですね。

○阿南市町村課長 はい。そういうことではございません。

そもそも、地方交付税というのは、いわゆる一般財源でございまして、特定財源ではご

ざいませんで、それに伴う国への返還というのはございません。

以上です。

○松田三郎委員 分かる範囲で結構ですけども、どうなんですか、見込みより少なくなったというのは、皆さん経費を考えて節約していただいたのを積み上げて、少なくなっているというのはあるんでしょうけれども、例えば、選挙事務をしていただく方々への人件費なり報酬なり、こういう部分、どこが、例えば、思ったより立候補者数が少なかったからとか、あるいは投票所が少なくなったからとかって、どこの部分が——傾向としてでも結構ですけども、何か分かりますか。

○阿南市町村課長 市町村課でございます。

今回の1,600万円の減額についてなんですが、今回、項目としましては、先ほど言いました選挙公営費、候補者のポスター、ビラ、あと、選挙運動用の自動車の経費と不在者投票、病院等で不在者投票を行います。その経費等が中心になってございます。

1点目は、立候補者、今回4人いらっしゃったんですが、そのうち2人は法定得票数に達しなかったの、公費負担できなかったという分が、その場合はもう全部自腹で払っていただくことになります。そういった部分とか、不在者投票経費も、病院のほうは、大体400施設ぐらい不在者投票ができる施設がありますが、そのうち、投票を行ったのは200施設だったということで、そういった分の減額があります。

そういった意味では、余裕持って、もともと予算組んだときも、立候補者が何人出るか分かりませんので、今回4人だったんですが、今までの例を勘案して、最大の6人ということで組ませていただいたりとか、そういった部分で、若干余裕は持たせていただいて組ませていただいたという部分がございま

す。

以上です。

○松田三郎委員 見込みが難しいのは、事の性質上分かりますので、そこをとにかく言ってるわけじゃなくて、すみません、この場で確認するのもなんですけれども、法定得票数を下回った場合は、供託金没収だけじゃなくて、公費もあれですか、全く補助しなくていいということか。

○阿南市町村課長 市町村課でございます。
そのとおりでございます。

○松田三郎委員 ここから先は要望ですけれども、知事選、県議選にかかわらず、県内の、あるいは全国的に、投票率がだんだん下降する傾向にある。あるいは、今の法定得票数の話もありましたけれども、なかなか成り手が少なくて、無投票のところも多くなっている。これも幾つか要因があるかと思いますが、一つには、やっぱり投票所を、特に熊本県内の地方部ですね、球磨郡とかほかの、阿蘇なんかもそうかもしれせんけれども、なかなか投票事務、役所の職員の方々の人数とか、あるいは立会人になっていただく方が非常に少なくて確保が難しいというのを考えて、あるいはその経費の節約、節減もあろうかと思いますが、10何か所あったところがもう3か所ぐらいになったと。なかなか、いろいろな期日前投票、あるいは巡回をしますという別の代替策を用意してはいらっしゃいますけれども、やっぱり投票所が近かったのが遠くなったと、だんだんその傾向が強くなっていくというのは、やはり投票率、特に高齢者の方々ですね、障害お持ちの方々、期日前投票ありますからと幾ら言っても、やっぱり投票所の距離的な遠近というのは非常にこの投票率に大きく左右するんだろうと私は個人的には思っております。

さっき言いましたように、じゃあ立会人を、期日前投票もそうでございますが、約12時間近くですか、お願いしますと。これは、各投票所にも複数の立会人が必要となると、なかなか人口が少ない中で確保も難しい、だから確保できないからやっぱり少なくしようという要因もあろうかと思しますので、また前のおり増やしてくださいとまでは言いませんけれども、これ以上減らすような方向に行かざるを得ないというのは、何かやっぱり考えないと、片方では投票率低い低いとマスコミに我々もなんか批判されながら、片方では低くならざるを得ない対応しかできないというのは、どうももどかしさがありますので、どこをどうすればいいかというのは、我々は、国に対して、あるいは、政党でするので、党本部に対して、いろいろ選挙制度等々を改善すればという話はしておりますけれども、県あるいは選挙管理委員会におかれましても、お金が必要な部分もあろうかと思いますが、ちょっと相反するような状況の中で進めなければならないというのは、ちょっと、今後のことを考えて難しいのかなと思いますので、これは要望で結構ですので、緊急性がない要望で大変委員長には恐縮でございますが、そういう思いは結構議員の中でも多いのかなと思っておりますので、一言言わせていただきました。

以上でございます。

○内野幸喜委員長 ほかにありませんか。

○岩下栄一委員 その他のその他のその他ですけれども、橋本危機管理監、今日テレビで拝見しました。JAXAの観測結果を災害中はいろいろ応用するという話で、ちょっと中身を簡単に説明してくれませんか。

○橋本危機管理監 危機管理監・橋本でございます。

JAXAとの今日のニュースの件ですが、JAXAと県で先月協定を結びました。中身といいますのは、JAXAが、衛星での映像の写真を使って、被災地の被災家屋等がどれくらいあるかというのを発災後早期に調べると、そういったツールを今開発をしているところでございます。

その開発に当たりまして、熊本地震のときに実際どれくらいの家屋が被害を受けていたのかという詳細なデータを開発のために利用したいという御相談がございましたので、熊本県としまして、熊本地震のときの家屋の被災状況のデータ、これをJAXAのほうに提供するというような協定を結びました。

これによりまして、全国の被害状況の把握、これが迅速かつ正確に進むようということで、そのために熊本県として貢献できればということで協力をしたというものでございます。

以上でございます。

○岩下栄一委員 ありがとうございます。

今日テレビで見てね。よう映っとんなはったですよ。

○内野幸喜委員長 よろしいですか。

○岩下栄一委員 はい。

○内野幸喜委員長 ほかにありませんか。

それでは、これでその他に対する質疑を終了したいと思います。

最後に、陳情、要望書が6件提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付しております。

これをもちまして第6回総務常任委員会を閉会いたします。

午前11時4分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により
ここに署名する

総務常任委員会委員長